

新規に個人の口座を開設されるお客さまへのお願い

当金庫では、金融犯罪の未然防止等の観点から、新規に口座を開設される個人のお客さまに下記の事項についてお願いをいたしておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設は最寄りの支店にて承ります。

- (1) 口座の開設は、お客さまの「ご自宅」または「お勤め先」等に近いなど、ご利用に便利な支店にて承ります。
- (2) 遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。
- (3) 場合によっては、口座の開設をお断りすることがあります。

2. お申込みに際しては、以下の確認資料をご提示のうえ、原則としてご本人さまがお申込みください。

- (1) 公的な本人確認書類の原本（有効期限のあるものは有効期限内のもの、それ以外は発行後6ヶ月以内のものに限ります）

【ご確認についての留意事項】

- 顔写真付き運転免許証、旅券（パスポート）等の本人確認書類の場合、ご提示により本人特定事項の確認完了となります。
- 顔写真のない健康保険証、国民年金手帳等の本人確認書類の場合、他の本人確認書類または公共料金（電気・ガス・水道）の領収書等もご確認させていただきます。
- 第三者が取得できる書類（住民票の写し・戸籍謄本等）の場合は、取引関係文書を転送不要郵便等で送付し、住居の確認をさせていただきます。

- (2) ご印鑑

※ご本人以外の方が申込を行う場合は、ご本人および申込を行う方それぞれの本人確認書類の原本のご提示が必要となります。

また、申込を行う方が同居の親族・法定代理人でない場合、委任状等により、代理権の確認をさせていただきます。

※このほか、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、ご本人さまからのお申込みであること、ならびに取引を行う目的・ご職業等を確認させていただきます。

3. ご利用目的により、追加の口座開設をご遠慮いただくことがあります。

既に当金庫で口座をお持ちの場合は、既存口座のご利用をお願いしております。

追加の口座開設を希望される際には、その理由やご利用目的をお伺いし、場合により口座開設をお断りすることがあります。

4. 口座を売買・譲渡することは法律で禁止されています。

口座（通帳やキャッシュカード）を売買・譲渡する行為、他人に成りすまして口座を開設する行為は犯罪であり、刑事罰の対象となります。

口座売買・譲渡の話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。

万一、口座売買・譲渡が判明した場合、今後のお取引をお断りさせていただきます。

5. ご留意事項

受付時にお伺いする内容に関連する資料のご提示をお願いすることがあります。

（例）給与振込口座の指定口座 → 社員証や名刺等のご提示等。

法人口座を開設されるお客さまへのお願い

ご高承のとおり、最近、法人名義口座を悪用した、未公開株や社債購入等の投資勧誘による詐欺被害や、不法な商行為による金融犯罪が多数発生し、社会的にも大きな問題となっております。

当金庫では、このような金融犯罪を未然に防止するため、新規に口座を開設される法人のお客さまに下記の事項についてお願いをいたしております。

お客さまには、大変、お手数をおかけいたしますが、何卒、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 口座の開設は最寄りの支店にて承ります。
 - (1) 口座の開設は、お客さまの「主たる事務所」の最寄りの支店にて承ります。
 - (2) 遠隔の支店をご希望の場合には、ご利用目的をお伺いさせていただきます。
 - (3) 場合によっては、口座の開設をお断りすることがございます。
2. お申込みに際しては、以下の確認資料をご提示ください。
 - (1) 履歴事項全部証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
 - (2) 法人の印鑑証明書（発行後6ヶ月以内のもの）
 - (3) 手続きに来店される方の「公的な本人確認書類」
(有効期限のあるものは有効期限内のもの、それ以外は発行後6ヶ月以内のもの)
 - (4) 代表者、実質的支配者の「公的な本人確認書類」の写しまたは原本
 - (5) 事業内容が確認できる書類（決算書、契約書、会社案内、事業計画書等）
 - (6) 行政機関等の許認可・届け出等が必要な事業の場合は、許認可証等の写しまたは原本

【設立後6ヶ月以内のお客さまの場合】

 - (7) 税務署宛に提出した「法人設立届出書」
 - (8) 定款の写し
 - (9) 株主等の名簿・設立趣意書・設立時の貸借対照表の3点または、税務署宛に提出した「給与支払事務所等の開設届出書」
※確認資料(7)・(8)・(9)は、事前にお客さまにコピーしていただき、原本とともにご持参ください。
3. 必要に応じて、お客さまの「事業の内容」等について、ご確認させていただく場合があります。

また、事業経営を実質的に支配することが可能な関係を有する方（実質的支配者）の該当についても確認をさせていただきます。

なお、ご確認させていただいた結果、追加で書類のご提示をお願いすることがあります。
4. ご留意事項
 - (1) お申込から口座開設までに、審査期間に1～2週間程度を要することがあります。
 - (2) お申込にお応えできず口座開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承くださいませようをお願いいたします。